

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名：株式会社岡島電設工業
法人番号：6150001019481
住 所：奈良県磯城郡田原本町大字宮古695－1
- 指名停止措置期間：令和7年10月21日から令和7年12月1日まで(6週間)
- 指名停止措置の範囲：近畿地方測量部管内
- 事実概要：

株式会社岡島電設工業は、同社が請け負った奈良県奈良市内の工場新築工事において、建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、元請業者として同号の政令で定める金額を超える下請負契約を締結した。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年9月11日付けで奈良県から建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分(7日間)を受けた。

- 指名停止措置理由：

物品・役務の有資格登録業者である株式会社岡島電設工業の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するものである。

＜工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2＞

措 置 要 領	期 間
1～12 略	略
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内
14～16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 澤 畠 庄 志 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 高 瀬 昌 宏 電話 029-864-6870 (直通)